

健康福祉局危機管理推進委員会設置要綱

平成17年1月25日

16川健庶第2330号

(目的及び設置)

第1条 健康福祉局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実に
を図るため、健康福祉局危機管理推進委員会(以下「委員会」という。)を
設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 危機管理に係る計画等(マニュアルを含む。)の策定及び施策の進行管
理に関すること。
- (2) 健康福祉局における危機管理全般に関すること。ただし、市民の健康
被害への対策については、川崎市健康危機管理対策委員会設置要綱(平成
13年10月11日13川健健第847号)に規定する川崎市健康危機管
理対策委員会において取り扱う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、医務監、こども事業本部長、長寿社会部長、保健医療部長、地域
福祉部長、障害保健福祉部長、こども施策推進部長及び局の危機管理主管で
ある総務部庶務課長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会の取り扱う課題を具体的に検討するため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表に規定する所属より1名ずつ選出し、組織する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

所属名	
1	庶務課
2	企画課
3	監査指導課
4	高齢者事業推進課
5	高齢者在宅サービス課
6	介護保険課
7	長寿荘
8	介護老人保健施設 三田あすみの丘
9	健康増進課
10	環境保健課
11	生活衛生課
12	疾病対策課
13	地域医療課
14	動物愛護センター
15	中央卸売市場北部市場食品衛生検査所
16	地方卸売市場南部市場食品衛生検査所
17	地域福祉課
18	保護指導課
19	保険年金課
20	福祉医療課
21	障害計画課
22	障害福祉課
23	精神保健課
24	精神保健福祉センター
25	障害者更生相談所
26	南部地域療育センター
27	中部地域療育センター
28	北部地域療育センター
29	陽光園
30	しいのき学園
31	明望園
32	盲人図書館
33	こども家庭課
34	こども計画課
35	保育運営課
36	こども家庭センター
37	中央児童相談所
38	南部児童相談所
39	衛生研究所
40	リハビリテーション医療センター
41	看護短期大学